

広情個審第16号

平成30年8月22日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書開示決定に係る審査請求について（答申）

平成30年4月6日付け広企公第2号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第56号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年4月6日付け広企公第2号の諮問事案（諮問第56号事案）

平成29年2月10日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「処分庁」という。）が同月22日付け広企公第30号で行った保有個人情報開示決定に対する同年4月3日付け審査請求

事案の概要

1 本件開示決定

- (1) 審査請求人は、平成29年2月10日付けで、処分庁に対し、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）第10条第1項の規定により保有個人情報の開示の請求を行った。同日付け保有個人情報開示請求書等によると、開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項は、「平成29年1月24日付『保有個人情報開示請求』（NO K104）に対する開示で、平成29年2月8日市公文書館を訪ね〇〇主幹に対応いただいた。その時の開示請求者（〇〇）と〇〇主幹との対話（聴き取り書（簿））記録。」とされていた。
- (2) 処分庁は、平成29年2月22日付けで、審査請求人に対し、8枚からなる「要望等協議録」と題する公文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を開示する決定（以下「本件開示決定」という。）を行った。
- (3) 処分庁は、平成29年3月28日、審査請求人に対し、本件保有個人情報を閲覧の方法により開示した。審査請求人が本件保有個人情報が記録された公文書の全てについて写しの交付を希望したことから、処分庁は、審査請求人に対し、手数料80円の納付を求めたところ、審査請求人は、当該手数料を納付した。審査請求人は、同日、当該公文書の全ての写しを受け取った。

2 本件審査請求

審査請求人は、平成29年4月3日付けで、本件開示決定について不服があるとし、本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が開示を受けた本件保有個人情報には、審査請求人が郵送で公文書の開示の請求を行った際の封筒や公文書開示請求書等の写しが含まれており、開示物の対象を、公文書開示請求での封筒と開示請求内容をカウントして、@10円×8枚=80円とするのは、適切ではない。

2 処分庁の主張の要旨

保有個人情報開示請求書（第K114号）の「開示請求する保有個人情報」欄に、「添付資料（平成29年2月10日請求分）のとおり」と記載され、当該添付資料の「保有個人情報開示請求の内容について」に、「開示請求者（〇〇）と〇〇主幹との対話（聴き取り書（簿））記録」と記載されている。それに対応する公文書として白黒片面8枚からなる「要望等協議録（平成29年2月8日分）」を特定し、保有個人情報開示決定を行ったものである。

市民等との対話内容等を「要望等協議録」として記録し内部報告する場合は、そこに記載した内容に関わる参考資料があれば、それを添付して報告することになっている。

本件公文書においては1ページ目の「2 主なやり取り」の「(2) 公文書開示請求（J2021）の請求方法の認識を誤っていたことについて」に関わる参考資料として、請求人が郵送により公文書開示請求を行っていることが分かるものとして請求人が提出した公文書開示請求書及び封筒（以下、「別添資料」という。）を添付していたものである。このため、対話内容等を記録した部分と別添資料は一体の公文書であり、これらの全てが本市の保有する請求人の保有個人情報である。このように一体のものである本件公文書において、対話内容等を記録した部分だけを抽出して開示した場合、開示漏れとして不適切な事務処理となることから、本件公文書の全てを対象保有個人情報として特定し開示したものであり、対象保有個人情報の特定に誤りはない。

理由

本件保有個人情報は、平成29年2月8日に審査請求人と広島市公文書館の〇〇主幹とが行なったやり取りを記録した要望等協議録と別添資料である審査請求人が提出した公文書開示請求書及び封筒からなっていることが認められる。

処分庁が、これら一体の公文書全てを本件開示請求にかなう保有個人情報として特定し、開示を行ったことに違法性又は不当性は認められない。

結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

なお、本件審査請求書に記載されたその他の内容については、当審査会の審査対象ではない。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 4. 6	広企公第2号の諮問を受理（諮問第56号で受理）
30. 7. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 8. 20 (第2回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹